

岩 選 号
平成31年 3月14日

各 位

岩内町選挙管理委員会委員長 久 市 誠

北海道知事・北海道議会議員選挙の投票について(お知らせ)

あなたは、先に岩内町から転出されましたが、新住所地の選挙人名簿には転入届出後3ヶ月たっていないため登録されておらず、4月7日(日)執行の北海道知事・北海道議会議員選挙の投票については、岩内町の選挙人名簿に登録されておりますので、投票は裏面の「投票方法チャート」に応じて、いずれかの方法でお願いします。

なお、投票の際には、引き続き北海道内に住所を有していることを確認できなければ投票することができませんので、岩内町の投票所又は期日前投票所で投票をされる予定の方は、受付担当者へ申し出て下さい。また、不在者投票(投票用紙を岩内町から郵送で受け取り、お住まいのまちで投票すること。)を予定されている方は、添付しております「不在者投票請求書」と併せて「引き続き道内に住所がある旨の確認願」につきましても必要事項をご記入いただき、お早めに岩内町選挙管理委員会宛に郵送していただきますようお願いいたします。

(裏面もご覧下さい)

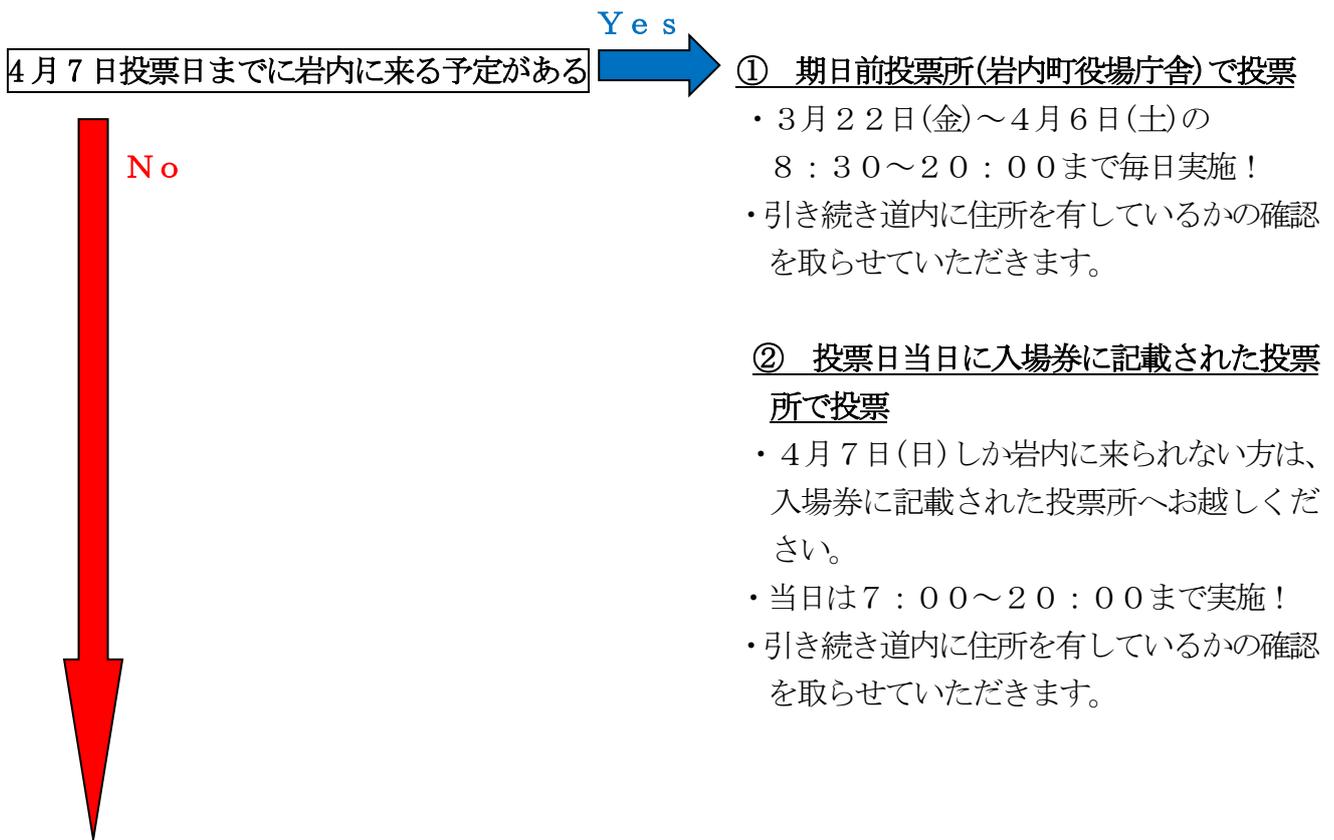
請求先・詳細のお問い合わせ先

〒0045-8555

岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町役場庁舎内

岩内町選挙管理委員会 Tel.0135-67-7150

【投票方法チャート】



③不在者投票を請求しましょう!

1. 同封しております、「不在者投票請求書兼宣誓書」と「引き続き道内に住所がある旨の確認願」に必要事項を記入の上、お早めに郵便で岩内町選挙管理委員会へ郵送願います。

※現住所とご連絡先は必ず正確にご記入願います。

2. ご記入いただいた現住所宛てへ、不在者投票用紙等を郵送させていただきます。受け取りましたら、封入しております透明な封筒は絶対に封を開けずに現住所地の選挙管理委員会へ持参することで、不在者投票をすることができます。

3. 投票後、現住所地の選挙管理委員会から、岩内町へ郵送されます。

※4月7日までに岩内町へ届かない場合は無効となりますので、郵送に必要な日数を考慮し、早めに請求と投票をするようにしましょう!

